

ソフィア南堀江保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|---------|---------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人みやび |
| 所 在 地 | 奈良県生駒市東生駒4丁目398-280 |
| 電 話 番 号 | 0743-74-1407 |
| 代表者氏名 | 理事長 中畑 剛史 |

2 利用施設

| | |
|-------------|---|
| 施 設 の 種 類 | 保育所 |
| 施 設 の 名 称 | ソフィア南堀江保育園 |
| 施 設 の 所 在 地 | 大阪市西区南堀江3丁目13-5-2階 |
| 連 絡 先 | 電話番号 06-6532-3017 FAX 06-6532-3018 |
| 管 理 者 | 園長 上田 裕子 |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 認 可 定 員 | 0歳児 15人 1歳児 15人 2歳児 17人 3歳児 22人 4歳児 22人 5歳児 22人 |
| 利 用 定 員 | 満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 26人 満1歳未満の児童 4人 |
| 開 設 年 月 日 | 平成21年3月1日 |
| 事 業 所 番 号 | 2710051002808 |
| ホ ー ム ペ ー ジ | http://sophia-nursery-school.com |

3 施設の目的・運営方針

ソフィア南堀江保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設（本園）

| | | |
|-----|------|-----------------------|
| 園 舎 | 構 造 | 鉄筋コンクリート造 9階建のうち2階 |
| | 延べ面積 | 303.64㎡ |
| 園 庭 | | 近隣の公園を利用しています。 |

施設（分園）

| | | |
|-----|------|-----------------|
| 園 舎 | 構 造 | 鉄骨造 3階建のうち1階 |
| | 延べ面積 | 96.06㎡ |
| 園 庭 | | 近隣の公園を利用しています。 |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備 考 |
|----------|-----|--|
| 乳児室 | 1室 | |
| ほふく室 | 1室 | |
| 保育室 | 4室 | うみ組（満2歳児クラス）1室 ほし組（満3歳児クラス）1室 つき組（満4歳児クラス）1室 にじ組（満5歳児クラス）1室 |
| 遊戯室（ホール） | 1室 | |
| 多目的室 | 1室 | |
| 調理室 | 2室 | |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

(3) 送迎

保護者により送迎をしていただきます。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 令和6年5月1日現在

| 職 種 | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|---------------------|-------------------------------------|----|----|-----|--------|
| 園長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1 | 1 | | |
| 主任 保育士 | 園長を助け、命を受けて園務の一部を 整理、園児の保育をつかさどる | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 園児の保育 | 17 | 9 | 8 | |
| 保育補助者 (子育て支援員含む) | 園児の保育の補助 | 2 | 0 | 2 | |
| 調理員 | 園児の給食の調理およびメニューの作成 | 4 | 2 | 2 | 栄養士と兼務 |
| 看護師 | 園児の健康管理、体調不良時の対応 | 1 | 0 | 1 | |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|-------|----------------------------|
| 園長 | 正規の勤務時間帯（7：30～16：30） |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯（8：30～17：30） |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（7：30～19：30のうち8時間） |
| 栄養士 | 正規の勤務時間帯（7：45～16：45） |
| 調理員 | 正規の勤務時間帯（8：00～17：00） |

- ※ ローターションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び日、祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえでご家庭ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。250円/30分 月額最大5000円

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえでご家庭ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|---------|------|----|
| 0歳児 | 10時30分頃 | 15時頃 | |
| 1歳児 | 11時00分頃 | 15時頃 | |
| 2歳児 | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 3歳児 | 12時00分頃 | 15時頃 | |
| 4歳児 | 12時00分頃 | 15時頃 | |
| 5歳児 | 12時00分頃 | 15時頃 | |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

| 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------------|----|----|-----|----|
| 園児の栄養指導及び管理 | 1 | 1 | 0 | |

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

（0～2歳児）

3歳児以上は保育料無償化に伴い、保育に係る利用者負担（保育料）はかかりません。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 共同保育の実施について

大阪市特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業における共同保育実施要綱第7条に基づき、共同保育を実施します。

(1) 共同保育実施施設等

| | |
|--------|--------------------|
| 設置者名等 | 社会福祉法人みやび |
| 施設名等 | ソフィア南堀江保育園 |
| 施設等所在地 | 大阪市西区南堀江3丁目13-5-2階 |

(2) 共同保育依頼施設等

| | |
|--------|--------------------|
| 設置者名等 | 社会福祉法人みやび |
| 施設名等 | ソフィア南堀江乳児保育園 |
| 施設等所在地 | 大阪市西区南堀江3丁目13-5-3階 |

(3) 共同保育実施時期等

| | |
|-----------|--------------------------|
| 共同保育開始予定日 | 令和2年4月1日 |
| 共同保育実施時期 | 土曜日・お盆・年末年始・利用者数が著しく少ない日 |

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

| | |
|-----------|-----------------------|
| 医療機関の名称 | さかざきこどもクリニック |
| 医院長名又は医師名 | 坂崎 弘美 |
| 所在地 | 大阪市西区九条1-27-6住金興産ビル3階 |
| 電話番号 | 06-6584-4550 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|--------------------------|
| 医療機関の名称 | 松井歯科 |
| 医院長名又は医師名 | 松井 正弘 |
| 所在地 | 大阪市西区南堀江3-2-12 サンライフ堀江1階 |
| 電話番号 | 06-6538-6480 |

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変などの事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行います。応急処置が必要な緊急事態が発生した場合は心肺蘇生を行います。胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行うことで胸骨や肋骨の骨折のリスクがありますが、人命救助を最優先いたします。また、非常災害が発生した場合には災害対策マニュアルに則り、園児の安全を確保しながら速やかに安全な場所へ避難します。保護者の方々にはイロドリリンクにて情報を一斉配信します。お迎えについては状況により保護者判断の上、自主的に来ていただくこともあります。

17 非常災害時の対策

| | |
|---------|---|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|---------------|--|-----------------------|
| 当園 ご利用相談窓口 | ・窓口責任者 園長 上田 裕子 ・受付担当者 主任 上田 智子 ・ご利用時間 9:00～ 16:00 ・電話番号 06-6532-3017 F A X 06-6532-3018 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 | |
| | 第三者委員 | 大阪府社会福祉協議会 |
| | | 大阪市西区子ども連絡協議会理事・安田 和志 |
| | | 大阪府PTA協議会副会長 湯浅 幹夫 |

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 保険の種類 | 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター） |
| 保険の内容 | 負傷・疾病・障害・死亡 |
| 保険金額 | 障害見舞金 最大4,000万円、死亡見舞金 最大3,000万円 |

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」のお手紙をご確認ください。

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

| | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 0歳児 | 5人 | 0人 | 3人 |
| 1歳児 | 13人 | 14人 | 5人 |
| 2歳児 | 15人 | 13人 | 14人 |
| 3歳児 | 22人 | 19人 | 17人 |
| 4歳児 | 22人 | 20人 | 17人 |
| 5歳児 | 20人 | 21人 | 19人 |

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項目 | 受審、実施状況 | 受審、実施結果 |
|-----------|---------|-----------|
| 第三者評価受審状況 | 令和6年5月 | ホームページで公開 |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施 | 概ね良好 |

23 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

24 当園におけるその他の留意事項

| | |
|--------------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

25 損害賠償

- (1) 当園は、保育サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに大阪市、関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- (2) 当園は、保育サービスを提供するにあたって、当園の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

26 協議事項

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法等の関係諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 内容, 負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|-------------------------|---------------------|------------------------------|
| カラー帽子 | 戸外あそび用 | 1 1 0 0 円 |
| 連絡ノート (乳児) | 家庭との連携のため | 3 6 0 円 |
| 氏名ゴム印 (入園時購入) | 製作活動等に使用 | 4 2 0 円 |
| スモック (3~5 歳児) 80~130 cm | 製作活動等に使用するため(希望者のみ) | 2 2 0 0 円 |
| スモック (3~5 歳児) 140 cm | 製作活動等に使用するため(希望者のみ) | 2 6 0 0 円 |
| 通園バック (3~5 歳児) | 通園・園内外カリキュラムで使用 | 4 5 0 0 円 |
| 出席ノート (年 1 冊) (3~5 歳児) | 毎日の活動で使用するため | 4 1 5 円 |
| 出席シール (年 1 冊) (3~5 歳児) | 毎日の活動で使用するため | 2 9 0 円 |
| 制服上 (4・5 歳児) 90~130 cm | 通園・園内外カリキュラムで使用 | 4 8 0 0 円 |
| 制服上 (4・5 歳児) 140 cm | | 5 7 5 0 円 |
| チノパンツ (5 歳児) | 通園・園内外カリキュラムで使用 | 5 0 0 0 円 |
| 体操服半袖 (3~5 歳児) | 園内外カリキュラムで使用 | 3 0 0 0 円 |
| 体操服半ズボン (3~5 歳児) | 園内外カリキュラムで使用 | 2 4 5 0 円 |
| 体操服長袖 (3~5 歳児希望者) | | 3 8 0 0 円 |
| 体操服長ズボン (3~5 歳児希望者) | | 3 4 5 0 円 |
| 絵本 (0~2 歳児) | 月間購読 | 月額 4 5 0 円 |
| 漢字絵本 (3~5 歳児) | カリキュラムで使用 | 月額 5 5 0 円 |
| ベビーマッサージオイル (0 歳児) | ベビーマッサージで使用 | 月額 2 0 0 円 |
| 日本スポーツ振興センター掛金 | | 園負担 1 1 5 円 保護者負担 2 5 0 円 |
| 主食費 (3~5 歳児) | 運営費に含まれていないため | 月額 2 5 0 0 円 |
| 副食費 (3~5 歳児) | 運営費に含まれていないため | 月額 5 0 0 0 円 |
| | 土曜日保育を利用しない場合 | 月額 4 5 0 0 円 |

2 利用者負担金以外の今年度予想金額

| 項目 | 内容, 負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|--------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 親子遠足費(3~5歳児) | 園外保育費用【希望者のみ】 | 1人 1500円 (※学年・行先により前後します) |
| 遠足費(4・5歳児) | 園外保育費用 | 1500円 |
| お別れ遠足(5歳児) | 園外保育費用 | 1500円 |
| 写真販売費 | 業務委託による園内外での写真撮影 【希望者のみ】 | 購入枚数による 送料:メール便 187円 宅配便 770円 |
| アルバム代 | 卒園記念として【希望者のみ】 | 5000円 |

※コーベベビー料金表(オムツ等)

| 対象 | 紙おむつ・おしりふきサブスク料金(目安5~7枚/日) |
|-------|----------------------------|
| 1・2歳児 | 月額2860円/人 |

※0歳児クラスは紙おむつ・おしりふきサブスク料金を法人が負担します。

※保育園内でのみ使用

※月単位でのお申込みとなり、日割り計算はできません。

3 延長保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る延長保育料 (18:30~19:30)

30分あたり 250円

月額最大 5000円

- (2) 保育短時間認定に係る延長保育料

7:30~8:30 1日(1回) 200円

16:30~18:30 1日(1回) 200円